

Close Up

クローズアップ Honda の活動

法人のお客様に対する安全運転普及活動を強化

本田技研工業（株）日本本部法人営業部は、企業など法人で Honda 車を利用しているお客様への安全運転普及活動に力を入れている。その目的は、お客様の安全意識の向上に寄与することで、道路を使う誰もが安全でいられる『事故に遭わない、起こさない、起こさせない社会』づくりに貢献することだ。具体的には法人営業部のスタッフが企業を訪問し、動画 KYT※1 による安全運転講習などを実施。これを端緒に、お客様のニーズに合わせた安全運転教育の提案を行っている。

こうした安全運転普及活動の意義を笠原琢・法人営業部部長は次のように説明する。「企業活動において、交通事故はコストに直結します。事故をいかに低減させるかが、企業で車両を管理する担当者の大きなテーマなのです。クルマを単に売るだけではなく、企業の安全活動のお手伝いをすることによって、お客様との絆をより強いものにでき、結果として Honda 車の付加価値も高まると考えています」。法人営業部は昨年 12 月、動画 KYT による安全運転講習の専任担当として活動できるスタッフを 4 名配置し、それまで各営業スタッフが行っていた体制を刷新した。新規を含め動画 KYT を受講したことがないお客様を中心に、安全運転講習の機会を拡大していくためだ。

先進の安全運転支援システムを正しく理解していただくために

Honda は 2017 年 9 月に発売した N-BOX 以降、軽自動車を含めた新型モデルで、衝突軽減ブレーキを含む「Honda SENSING」と総称する先進の安全運転支援システムを標準装備化している。今後、さらにこのシステムを搭載したクルマが増えていくことが予想されるため、運転するお客様がその機能の効果や限界について正しく理解し、安全運転意識を高めていただくことが重要となる。

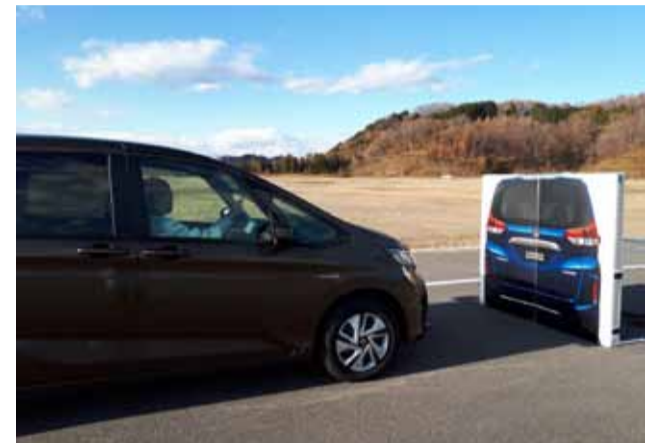
法人営業部は昨年四輪販売会社と同様に営業スタッフをアドバンスドセーフティコーディネーター※2（以下、ASC）として養成。営業スタッフは順次、Honda の交通安全教育センターで、お客様により正しく安全運転支援システムの説明ができると同時に、体感試乗を安全に運営するためのノウハウを学ぶことを目的とした ASC 研修を受講している。昨年 12 月 14 日には、ASC 研修を受講したスタッフが Honda の交通安全教育センターの 1 つ、アクティブセーフティトレーニングパークでお客様を招いて「Honda SENSING 体感会」を実施した。スタッフは衝突軽減ブレーキなどの作動原理や機能の限界を説明。その後、お客様はスタッフが運転するクルマに同乗して衝突軽減ブレーキなどを体験した。体感会に参加した（株）ジャパンビバレッジ総務部リスクマネジメント課課長 中山朋保さんは「クルマがダミーターゲットに近づくと、音とディスプレイ表示で警告して注意を促し、さらに接近した場合は軽いブレーキを行うなど、衝突軽減ブレーキが段階的に作動していることを確認できました。スムーズかつ安全に停止できたのが印象的です。『Honda SENSING』が先進的なシステムだと実感するとともに、その機能には限界があることも、スタッフの方の説明でよくわかりました」と話す。

「ハードだけでなく、ソフトの面からもアプローチできることが私たちの強みとなります。3 月までに全営業スタッフが ASC となるので、お客様に『Honda SENSING』を体感していただく機会を増やし、先進の安全運転支援システムを正しく活用できるようにサポートしていきたい」と笠原部長は今後を見据える。

※1 動画 KYT = Honda が開発した教育機器。実際の交通状況を再現した動画を見ながら危険を予測し、結果を参加者同士が振り返って議論することで安全を学ぶ。
※2 アドバンスドセーフティコーディネーター = 安全運転のアドバイスを行うための社内資格（セーフティコーディネーター）取得者を対象にレベルアップした資格。



笠原琢・本田技研工業（株）日本本部法人営業部部長



ダミーターゲットを使った衝突軽減ブレーキの体験。法人営業部のスタッフによる運転のもとで行われた



スタッフがお客様に先進の安全運転支援システムの特性について説明し、安全運転のためのアドバイスをを行った

Safety Info.

インフォメーション①

埼玉県が「三ない運動」を廃止し、新たな指導要項を制定

埼玉県教育委員会（以下、県教委）は、高校生の自動二輪車等による暴走行為や交通事故死傷者数の増加を受け、1981 年 2 月に「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」を制定し、「三ない運動」（免許を取らせない・バイクを買わせない・バイクに乗らせない）を推進してきた。しかし、この方針を見直し、昨年 9 月に「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項（以下、新指導要項）」を新たに制定。今年 4 月から施行することとなった。新指導要項の制定にあたって、県教委は有識者などによる検討委員会を設置し、高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導の効果や今後の指導のあり方について 1 年以上にわたり検討。検討委員会がまとめた報告書で「三ない運動」の廃止が提言されていた。

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課指導主事 村田憲一郎さんは「『三ない運動』を始めて 30 年以上が経過し、バイクによる交通事故や暴走行為は当時から大きく減少しました。また、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられるなど、高校生を取り巻く社会環境は大きく変化しています。近年は高校生に対する自主・自立の教育を推進しており、そうした観点からも現行の指導要項の見直しに至りました」と説明する。

新指導要項では、二輪免許の取得を希望する生徒は保護者の同意のもと、学校に書面で届け出て、面談の上、取得できるとした。バイクの購入や運転も学校に届け出ることによって可能になる。ただし、通学利用は遠距離のため自転車通学

が困難な場合等で、学校長に判断を委ねている。また、使用できるバイクは原付（50cc 以下）のみ。そして、学校は二輪免許を取得した生徒を把握し、県教委等が主催する交通安全講習の受講を積極的に促すとしている。高校生をバイクから遠ざけるのではなく、安全運転教育に必要な環境を整備し、高校生の命を守っていくという方針への転換を果たしたのだ。交通安全講習の具体的な内容や実施体制については、二輪車業界をはじめ関係団体の協力を得ながら検討しているところだという。

現行の指導要項でも、極めて通学が不便な場合や家業に必要な場合など特別な事情がある生徒に限り、学校長の判断で二輪免許の取得と運転が許可され（2017 年 9 月末時点で 193 名）、該当する生徒は県教委が主催する交通安全講習などを受講している。その一方で、学校に無許可で二輪免許を取得したり、バイクを運転している生徒もあり、このような生徒による事故が課題となっていた。今後は届出制になることで、隠れてバイクに乗っていた生徒の実態を明らかにできると村田さんは期待する。「学校に届け出れば、隠れて乗る必要がないことを生徒に周知していくことが重要です。今まで隠れてバイクに乗っていた生徒に対して安全運転教育を行えるようになることは新指導要項の大きなメリットといえるでしょう」。

新指導要項の施行後、県教委では高校生のバイクの利用実態や交通事故発生状況を継続的にモニタリングし、交通安全講習の内容の検証や改善をしていく考えだ。



埼玉県教育局県立学校部
生徒指導課指導主事
村田憲一郎さん

高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項

<目的>

高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成をめざす

<概要>

- ・県は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。学校は生徒及び保護者に対し、交通安全指導を実施する。
- ・自動二輪車等の運転免許の取得等を希望する生徒は、保護者の同意のもと、学校に書面で届け出る。
- ・学校は、生徒及びその保護者に対し、交通社会の一員となる自覚や保護者の責任などについて説明し、共通認識を図る。
- ・利用しうる交通機関がなく、かつ遠距離の場合などに限り、原付（50cc 以下）での通学を許可する。
- ・学校は、運転免許取得者を把握し、県等が主催する交通安全講習の受講を積極的に促す。